

制というものを適用してきたわけでありまして、これに即応するような形で、日本でも、交通政策審議会で、平成二十年にトン数標準税制を導入したところであります。

しかし、我が国のトン数標準税制は、経済安全保障という考え方を導入して、およそ国際標準化とは違う視点で講じられております。この理由などについて説明をいただきたいと思います。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

トン数標準税制の創設当時の検討におきましては、外航海運に係ります税制の国際標準化を目的とすべきとの議論もございました。一方で、貿易量の九九・六%を海上輸送が担う我が国にとりまして、非常時におきましても他国の管轄権が排除され我が国の管轄権だけが及ぶ、そういう日本船舶等を確保し、安定的な海上輸送を確保することが重要でございます。

こういった視点からさまざまな検討を重ねた結果、我が国のトン数標準税制は、日本船舶及び準日本船舶を四百五十隻確保することによって、早期に経済安全保障の確立を図ることを目的とする、そういう制度となつてござります。

○前田委員 ただいま御説明いただきましたけれども、恐らくは、国内の税制の公平性、そういう観点もあつたんだろうというふうに思います。

しかし、国際競争で負けてしまつて日本の海運業自体が衰退してしまつて、もちろん税収も上がらず、日本商船隊の力が小さくなつてしまつ。そうなつたら、今おっしゃつた経済安全保障どころではなくつてしまつという、そのような考え方私は大切だというふうに思つています。

この日本商船隊というのは、私の資料では全部で一千五百六十隻あるわけであります、その中でどれだけこの四百五十隻を目標とするトン数標準税制を利用してくれるかというふうなところがございます。

平成二十七年の六月末の数字でございますが、日本船舶では百九十七隻中百八十六隻、そして、

今、準日本船舶と言われている日本船社の海外子会社保有船、これが九百隻以上あります、実際に認定を受けているのは四十一隻というふうに聞いています。合わせて、四百五十隻のうちの半分ぐらいにしかなつていないという状況でございます。

さまざまな理由がありましょうけれども、私は、ここには、日本商船隊として十分な利益が上げられない、そのような今の構造にあるのではなくかというふうに感じるであります。一定の利益がどれのであれば、みなし利益に対する課税で済むこのトン税の方に多くが移行するわけですから先あるという、そのような考え方によるのではないかというふうに思うんです。

そういう中で、今回の法改正で、日本の船主、国内オーナーの海外子会社の保有船、約八百隻あると聞いていますが、これを広げてどれだけ認定申請が上がつてくるか。私は、未知数だというふうに思つてます。

国交省として、経済安全保障に必要な四百五十隻を目指す上では、大きく分けるとカテゴリーが四つあると聞いています。一つには、オペレーター、日本の船会社が保有する日本籍船、二つ目には、オペレーターの海外子会社が保有する外国籍船、三つ目には、今回の拡充の対象になつてゐる、国内オーナーの海外子会社が保有する外国籍船、そして四つ目には、その他海外の船会社が保有する外国籍船。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

どうかターゲットとして広げていくことをうといふうに考えておられるのか、説明いただきたいたいと思います。

この日本商船隊というのは、私の資料では全部で一千五百六十隻あるわけであります、その中でどれだけこの四百五十隻を目標とするトン数標準税制を利用してくるかというふうなところがございます。

平成二十七年の六月末の数字でございますが、日本船舶では百九十七隻中百八十六隻、そして、

そして、そのベースとして、日本船舶は、いわゆる経済安全保障の観点から、我が国の管轄権が直に及ぶ、他国の管轄権が及ばないということ

でありますし、準日本船舶の場合は、そういう事が確実に達成していくという観点からは、現時点におきましては、日本船舶及び準日本船舶かかわりなく、両方で四百五十隻の早期達成を目指していこう、このように考えております。

○前田委員 経済安全保障での四百五十隻の確保、これは私、本当に必要なことだというふうに思つてます。

この経済安全保障というのは、戦争や災害などの非常時において、一年間、日本の経済活動とか国民生活水準を確保する上で必要な輸送力を賄うために必要な日本船籍の数だということになります。平和な国際社会であればそういうことの心配もしなくていいのかもしれませんけれども、しかし、我が国を取り巻く環境、ミサイルが日本の主要都市に向けられていたり、また、近隣諸国でも核実験を何回も行うような、そのような状況でござりますから、やはり、まさかのときのために、日本船舶の四百五十隻の確保は、何としてもしていかなければいけない、そのようなものだと

では、この四百五十隻を目指すにはどのようにすればいいかということをございます。

急がば回れという言葉もありますけれども、私は、まず、業界全体、日本商船隊全体を強くしていか、国際競争の中できちんと勝つていけるよう

な、そのようなことが必要だういうふうに思つてます。ですから、今回はトン税の対象の拡充をするわけであります、これまで積み残しになつてゐる、例えば固定資産税の減免でありますとか、また、手続のさらなる簡素化、こういった

に考えてます。

また、外国船主の保有船、今御説明がありましたが、あれども、航海命令を発したときに管轄権が及ばないので経済安全保障の観点からは効果は薄い、そのようなお話をありましたけれども、しかし、これも含めてしまつて、そして国際標準の税制の中で競争に勝つてもらう、日本商船隊全体が強くなつていく、そのようなことでもつてこの四百五十隻を確保していく、そのような道もあるのではないかというふうに考えるところであります。

四百五十隻というふうに一つの設定を持つてゐるわけでありますから、これが、業界全体の景気がよくなつたとして、全ての船がみなし利益の方へ、トン税の適用に向かつてくるということにも恐らくならないというふうに思つてます。

これは、四百五十をアッパーとして国としては制限するというふうなことになりましましようから、そういった意味では、国としても税収が大きく減つてしまつという心配はありませんし、また、海運業界は、中長期的な大きな投資、リスクテークをしてしまうという心配もありませんし、また、海運業界がなぐらの投資ということにも考えていかなければいけませんから、やはり税収についても予見性がないふうに考えてます。

海運業界は大変不況の状態が続いていて、今、ようやくよくなりつつある、そのような傾向も見えてるというふうに聞いています。しかし、大手の邦船三社の自己資本比率がいずれも三割を下回つていて、そして、それらのコンテナ事業を合併会社をつくることによって何とか生き残りをかけていこうといふ、そのような厳しい経営環境にあるということも勘案しますと、我が国外航

海運企業の競争力向上といった観点から今回のトン数標準税制の見直しがあるわけであります、このあり方について、また、それ以外の税制についてもさらなる検討を行つて必要があると考えます。

国交省として、また大臣としてどのようにお考

になつてくるとどうあつとも思つておりますし、

また、この教育機關の施設とか、例えば訓練船の維持さらには更新等、こういったハード整備、また、こういった機関における教員の確保、教員の高齢化等も進んでおるというふうに聞いておりまますので、こういった部分において、さまざまなもの強化、また教員の確保等は適時適切に推進をしていくこと、こういったことがやはり必要であるといふふうにも思うわけでございますが、その点につきまして国交省のお考えをお伺いしたいと思います。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。
御指摘の独立行政法人海技教育機構、この近
年の応募倍率は二倍を超えております。また、船
会社の採用意欲も高まってきているということで
ございまして、船員のニーズを満たしていくべ
く、入学定員を、一〇一三年、平成二十五年度は
三百五十名でございましたが、これを段階的に増
員させてまして、一〇一六年、平成二十八年度の入

海技教育機構の入学定員につきましては、学生の応募状況、あるいは船会社による採用の状況、そして教室や寮などの学校施設、それに練習船の収容の人員数、さらには教員の数、こういったも

す。この入学定員のさらなる増員につきましては、関係者からそれを求められていることは十分承知いたしておりますが、このような受け入れ側の制約要因のもとでどういった工夫ができるのか、産業界など関係者の意見も聞きながら、教育内容の高度化、そして安定的、効率的な運営の確保、御指摘のような練習船、さらには教育施設、教員といったものの充実、そいつたことも含めながら今後検討してまいりたいと考えております。

○中川(康)委員 ありがとうございました。

今、順次定員をふやしていくおるという

話がございました。しかし、今、募集定員の一倍

統きまして、ちょっと一点、視点を変えて、今度は、小学校や中学校、初等中等教育機関における海に親しむ活動の推進についてお伺いをしたい

海運産業における後継者不足を解消するためには、次世代の担い手となる船員志望者の裾野を広げること、これが中長期的な教育の視点から重要であるというふうに私は思っています。

具体的には、初等中等教育の教科や体験活動の段階において、例えば、教科書の海、船、船員など

とに関する記載内容の充実を図ることや、さらには、海に親しむ体験活動の機会を児童や生徒に提供することなどにより、次世代を担う子供たちの

海とか船に対する関心を高め、船員職業の認知度をこれまで以上に高めていくこと、この部分が必要であるというふうに思います。この点につい

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。
学校におきます海洋教育については、海洋基本
との文科省の御見解を伺いたいと思います。

法も踏まえ、現行学習指導要領の小中学校の社会科及び中学校理科におきましてその充実を図つており、教科書においては、例えば、小中学校の社

や、水産業に携わる方々の取り組みなどの記述が

なされていいるところであります。
また、本日公示されました新しい学習指導要領では、例えば、小学校社会科では、海洋に囲ま人船員に係る税制に関する検討会を設置いただき、この点に関し、国交省は、平成二十二年に日本

れ、多数の島から成る国土の構成や、貿易や運輸に関する内容の充実をしております。中学校社会科においては、交通、通信における海上輸送などの物流に関する内容の充実をしているところでございます。こうした学習指導要領におきます海洋まして、外航日本人船員の維持拡大、さらには若年船員の確保を図るためのインセンティブとして、外航日本人船員の所得税、さらには住民税の軽減措置について検討を行つていただいておりま

に関する内容の充実を踏まえ、教科書の記述も充実されるものと考えております。
あともう一点、海に親しむ体験活動についても御質問をいたしました。

文部科学省では、学校が行います宿泊体験活動に対し財政的な支援を行つており、平成二十九年度予算においては、学校等における宿泊体験活動の推進のために約一億円を計上しております。加えて、関係省庁と連携した支援なども通じまして、学校教育における宿泊体験活動の取り組みをさらに推進してまいりたいと考えてございま

○中川(慶)委員 ありがとうございます。
教育機関における中長期的な視点になるんですね
が、やはり、海に親しむ、さらには船とか船員、
こういった部分の教科、また、そういうたところ
で改めてのお願いをさせていただいたところでござ
ります。

残った時間、一点、総務省にお伺いをしたいと思います。最後に、船員の地方住民税の減免措置について、ちょっと関連してお伺いをします。

そもそも船員というのは、特に外航船員は、離家庭性、家庭から離れたりとか、離社会性、社会から離れたりといった特殊な労働環境にございま

因にもなつてゐるといふふうに言われておりま

この点に關し、国交省は、平成二十二年に日本人船員に係る税制に関する検討会を設置いただきまして、外航日本人船員の維持拡大、さらには若年船員の確保を図るためのインセンティブとして、外航日本人船員の所得税、さらには住民税の軽減措置について検討を行つていただいておりま
す。

この検討会の取りまとめ結果として、所得税減税はちょっと難しいという結果だったわけです
が、住民税の減税については、乗船中、長期間住民サービスが受けられない、こういった部分に着目をすれば実現可能性が高いとの結論から、平成二十四年度には、総務省から具体的にその旨が通
知をされたところでございます。

現在、この住民税の減税については、私の地元の三重県四日市市、さらには同じく鳥羽市が実施をしておりますが、私は、この外航船員の労働環境の実態、さらには我が国の船員のさらなる確保の必要性からも、このような減免制度について、各自治体において柔軟に対応できる旨をいま一度周知を行つていただき、こういったことが肝要であるというふうに思つておりますが、総務省の御見解を最後に確認させていただきます。

○開出政府参考人 お答えいたします。
個人住民税につきましては、地域社会の費用負担を住民が広く分かち合う、地域社会の会費的な性格を有する税であり、一月一日時点で地方団体に住所を有する者に対し、当該団体が課税するものでございます。

どにも、当該団体に住所を有し、一定の所得がある方に納税していただく仕組みとなつております。船員につきましても、住所地団体から、家族

も含めさまざまな行政サービスを受けていることとを踏まえて判断されるべきものと考えております。

過去八十五年間で造船業界は約六十倍に成長しており、ことからも、ぜひ、私は、やはりもう一度、二〇〇一年の世界一位を目指していくべきじやないかなというふうに思つております。

また、造船業で得た専門技術は他産業でも生きていけるんじゃないかなと思つておりますので、物づくりという視点から、また地方創生という視点からも、御支援を引き続きお願いしてまいりたいと思います。

次は、日本人の船員の確保についてお伺いいたします。

国土交通大臣が定めた基本方針や海洋基本計画には、外航日本人船員の人員数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるとの目標が明記をされておりますが、取り組みの進捗と状況に対する認識をお伺いいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

外航の日本人船員につきましては、一九八五年のプラザ合意以降の円高の進展によりまして、外国人船員とのコスト格差の拡大から、一九八五年、昭和六十年の三万十三人から、二〇〇八年には二千三百十五人まで減少いたしました。

このため、日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を策定いたし、日本船舶・船員確保計画の導入によりまして外航日本人船員を確保することとし、この結果、二〇一五年には二千二百三十七人と若干の増加を果たしております。

この数値は、十年間で一・五倍とする目標にはまだ至っていないものですが、これは、日本人船員の割高なコスト、あるいは近年の海運不況下における厳しい経営状況、こういったものにも影響されていると認識いたしております。

○本村(賢)委員 次に、交通政策審議会の海事分科会の国際海上輸送部会において、最低限必要な日本人船員数は五千五百人という目標が示されています。これを達成するための実効性ある具体的な施策についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

具体的には、日本船舶・船員確保計画の着実な実施、トン数標準税制の活用、外航日本人船員(海技者)確保・育成スキームといったことによるキャリア形成の支援、こういった施策を講じているところでございます。

○本村(賢)委員 今回の改正には、今お話をあつたように、日本船隻数四百五十隻を目指す取り組みが盛り込まれておられるわけであります。日本人船員をふやす取り組みが盛り込まれていて、これについてはいかがでしょうか。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

海上運送法に基づきます日本船舶・船員確保計画に基づいて、経済安全保障の観点から日本船舶そして日本人船員の確保に努めております。

そして、この計画の中身としまして、日本船舶及び準日本船舶の隻数をこの計画期間にどのようになります。児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むために、発達段階に応じて自然体験活動等のさまざまな体験活動を行うことは重要であると考えております。

文科省では、学校が行う宿泊体験活動に対し財政的な支援を行うとともに、関係省庁と連携した支援なども通じまして、学校における宿泊体験活動の取り組みを推進しています。

文科省では、児童生徒が海に親しみ、海に対する理解をより深めることができるよう、関係省庁等とも連携しつつ、海洋に関する教育の充実に引き続き努めてまいります。

○本村(賢)委員 ここは指摘しておきますが、今回の改正法で、日本船隻数四百五十隻を目指すといいう目標がありますが、日本人船員をふやすという取り組みの目標がありません。この点が本法案にないことは非常に残念だなと思います。ぜひとも五千五百という目標があるわけですから、ここに向けても果敢にチャレンジしていただきたいと思います。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

学校において臨海学校が廃止されることも多く聞いております。

政府としても海洋教育、海事思想の普及に積極的に取り組むべきと考えますが、文科省、国交省の見解を伺います。

○瀧本政府参考人 お答えいたします。

学校における海洋に関する教育については、海洋基本法等も踏まえ、現行学習指導要領に基づき、例えば、小学校の社会科で、水産業に従事している人々の工夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸の働きなどについて調べ学習を行うなどの指導が行われているところであります。

また、本日公示されました新しい学習指導要領では、例えば、中学校の社会科、交通・通信の学習における物流に関し、海上輸送などを新たに明記し、日本各地や、日本と世界との結びつきの特色を理解するなどの内容の充実を図ったところでございます。

また、海に親しむ体験活動につきましても、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むために、発達段階に応じて自然体験活動等のさまざまな体験活動を行つことは重要であると考えております。

文科省では、学校が行う宿泊体験活動に対し財政的な支援を行うとともに、関係省庁と連携した支援なども通じまして、学校における宿泊体験活動の取り組みを推進しています。

文科省では、児童生徒が海に親しみ、海に対する理解をより深めができるよう、関係省庁等とも連携しつつ、海洋に関する教育の充実に引き続き努めてまいります。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

委員御指摘の、外航日本人船員を約五千五百人とするという点につきましては、二〇〇七年、平成十九年の交通政策審議会答申に記載されているとおりでございまして、これは重要な試算であると認識いたします。

国土交通省といたしましては、当該試算を努力目標としつつ、外航日本人船員数を一・五倍とするという当面の目標を目指して、関係者とともに取り組んでおります。

具体的には、日本船舶・船員確保計画の着実な実施、トン数標準税制の活用、外航日本人船員(海技者)確保・育成スキームといったことによるキャリア形成の支援、こういった施策を講じているところでございます。

○本村(賢)委員 中部学院大学の柴崎直人准教授によりますと、臨海学校は活動内容の見本市とも広い国民各層と連携し、海に触れる機会の拡大にいうべき多様な活動内容と可能性を持つでいるという御指摘もございます。日本生産性本部のレジャー白書によりますと、二〇一四年の海水浴客はピーク時の四分の一まで減少という話もございまして、若者の海水浴離れというのも指摘をされています。

○本村(賢)委員 中部学院大学の柴崎直人准教授によりますと、臨海学校は活動内容の見本市とも広い国民各層と連携し、海に触れる機会の拡大にいうべき多様な活動内容と可能性を持つでいるという御指摘もございます。日本生産性本部のレジャー白書によりますと、二〇一四年の海水浴客はピーク時の四分の一まで減少という話もございまして、若者の海水浴離れというのも指摘をされています。

○本村(賢)委員 ここは指摘しておきますが、今度の改正法で、日本船隻数四百五十隻を目指すといいう目標がありますが、日本人船員をふやすといいう取り組みの目標がありません。この点が本法案にないことは非常に残念だなと思います。ぜひとも五千五百という目標があるわけですから、ここの向けても果敢にチャレンジしていただきたいと思います。

○本村(賢)委員 ここは指摘しておきますが、内航海運は国内貨物の約四割、産業基礎物資の約八割の輸送を担つております。

こうした我が国の経済、国民生活に大きな役割を果たす海運の安定輸送は、高度な船舶運航技術を持つ船員に支えられております。また、我が国の経済安全保障の確立の観点からも、一定数の日本人船員を確保していくことは極めて重要と考えているところでございます。

○本村(賢)委員 国土交通省所管の独立行政法人

海技教育機構では船員を養成しているわけでありまして、定員をふやしているものの、倍率が非常に高いと伺っております。また、卒業生は九割が海上就職をされているという前向きなお話もあります。

それにあわせて、八校中四校が避難所指定され

ておりますけれども、耐震化率は平成二十七年六月十六日時点で三三一%。国交省に確認しましたら、現在は五〇%ぐらいまで耐震化が進んでいるということあります。

文科省所管の商船系大学などはほぼ一〇〇%耐震化が進んでいる反面、国交省所管の独立行政法人海技教育機構では耐震化率が五〇%と、船員を養成する人たちの安全、安心という視点ではまだまだ不安な点もありますので、大臣、ぜひこの耐震化も国交省として進めていただきたいと思います。

最後になりますが、石井大臣に、日の丸を掲げる船をふやしていくことが海洋国家である日本としては重要ではないかと私は考えておりますが、海運日本、造船日本を取り戻すための大臣の意気込みを最後にお伺いしたいと思います。

○石井国務大臣 我が国の海運は、我が国の経済活動、生活物資輸送に欠かせない基幹的な輸送インフラであります。また、造船は、国内に生産拠点を維持し、地域経済と雇用を支えている重要な産業であります。

このように、海運、造船を初めとする海事産業の振興は極めて重要でございますので、海運業、造船業の活性化や国際競争力の強化を図ることが重要と認識をしてございます。

このため、国土交通省といたしましては、今回の法律案を提出したことに加えまして、海運については、特別償却制度等税制面の支援、造船につきましては、輸出拡大や運航の効率化等を図る海事生産性革命の推進、そしてこれらを支える船員や造船人材の確保、育成などに取り組んでおります。これらの政策に引き続き積極的に取り組みまし

て、海事大国日本の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○本村(賢)委員 以上で質問を終わりにします。

○西銘委員長 次に、津村啓介君。

○津村委員 日本の海事政策について質問をいたしました。

具体的には三点お尋ねしていただきたいと思つてお

りますが、大きく一つ目は、海運、造船を含めた海事政策の成果指標、KPIの妥当性について、

二つ目は、トン数標準税制の背景にある哲学、そ

して三つ目は、先ほど本村議員からもさまざま御指摘ありました、日本の船員政策、船員の確保についてでございます。順に伺つてまいります。

まず、お配りいたしました図表の一枚目に「安

倍政権の海事政策における成果指標(KPI)」、

キー・パフォーマンス・インディケーターですけ

れども、これを挙げさせていただきました。

この黄色い枠の中をごらんいただきますと、先

ほどから議論ございましたけれども、我が国の造

船業の船舶建造シェアを、二〇一五年の二〇%か

ら、二〇二五年には三〇%に拡大していくこう。ま

た、一行飛ばして、最後のところですけれども、

我が国造船業の売り上げを、二・四兆円から、十

一年間で二・五倍の六兆円までふやしていくこう。

大変意欲的な数字でござります。

先ほど本村さんからは、これでも足りないとい

う大変勇ましいお話をあつたわけですが、この数字の妥当性について伺つていただきたいというふうに思います。

下にグラフをつけました。引き算をしていただ

くとわかるんですけれども、二〇一五年の世界の船舶建造量は六千八百万総トン、うち二〇%が日本

ですから、一千三百萬総トンを差し引くと、日本以外の国は五千五百萬総トンをつくっていると

いうことになります。これが、十年後の二〇二五年には、全体で七千五百萬総トンのうち、日本が

三〇%の二千二百五十万総トンをつくるとすれば、韓国、中国等は差し引き五千一百五十万総ト

ンを建造するということになります。これは十年間で減つているんですね。

日本だけが、千三百万総トンから二千二百五十万総トンまで一・七三倍、十年間で一・七倍の伸びを示している一方で、韓国と中国は減つている

という想定は、非常に虫のいいとありますか、先ほど羽尾さんは、一〇%程度の効率化を進め、生産性の向上によって実現するとおっしゃいましたが、その間、中国、韓国は生産性を向上しない

のか。

かなり無理な設定のような気がするんですけども、大臣 この根拠はいかがなものですか。

(委員長退席、西村(明)委員長代理着席)

○石井国務大臣 我が国の造船業は、建造船のす

ぐれた燃費性能や高い品質などを競争力の源泉と

して、近年、受注量を増加させております。現

に、二〇一五年には三〇%を超える受注を行い、

一時的ではあるものの、韓国を抜き世界二位となつております。

さらに、この法律の改正を含む海事生産性革命

の総合的な取り組みにより、建造コストを削減す

ることや、あるいは燃費性能の優位性を維持する

ことに加えまして、新たな付加価値としまして、

I・O・T技術を活用した故障の事前予防を可能とす

ることや、あるいは燃費性能の優位性を維持する

ことに加えまして、新たに付加価値としまして、

I・O・T技術を活用した故障の事前予防を可能とす

てしまふので、その注意を喚起したいという趣旨で質問をさせていただいております。

一枚おめくりいただきますと、私は、国交省さんから数字をいただいて大変びっくりした、今までの私の見識不足を痛感したんですけども、船の価格というのは大変大きく変動するわけですね。

約十年前に比べると、いわゆるリーマン・ショック後の海運市況の低迷、先ほど過大な設備投資のお話もありましたが、これは二〇〇四年を一〇〇とした数字ですけれども、二〇〇七年、八年あたりではそれが二〇〇を超えていました。ところが、四、五年前には七〇ぐらいになつていていますから、ざつくり三分の一まで船価が減つてますから、三三分の一に価格が下がつても、働いている方とか工場設備とか、そういうものを三分の一にするわけにはいかないわけで、造船業の経営体力を大変傷めたのではないか。これはしっかりと考えていかなきゃいけないということです。

一方で、足元数年間は船価は反転をしておりま

す。底打ちをして、ある意味では、七〇ぐらいから一二〇ぐらいまでいつていてるという意味でいえ

ば、船価は一・五倍ぐらいまで、ボトムから比べると回復をしつつあるということなわけです。

一枚また戻つていただいて、先ほどの建造量と売り上げの話になりますが、これは、建造量、ボリュームの面では、先ほど申し上げましたよう

に、千三百万総トンから二千二百五十万総トンま

で、十年間で一・七三倍になる。その間、売り上

げについては、二・四兆円が六兆円と、二・五倍

になる。つまり、それを割り戻しますと、価格は一・四倍になるということを想定しています。こ

れは足元の先ほどの動きとマッチしていますの

で、そこはなるほどと思うんですが、一方で、韓

国、中国等は建造量を減らしてしまつていて、

こうなると、私は船価が崩れてしまうのではな

いかと思うんですけども、この船価の想定とい

うのは、大臣、これでいいんでしょうか。

○石井国務大臣 今後、世界経済の成長と老朽船の解体に伴い、現在の船価低迷の原因となつておられます。船腹過剰が解消されることが見込まれております。船腹過剰が解消されれば、近年の低水準との差の半分程度まで回復するという見通しを立てております。この試算は交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会におきましても検討されたものでございます。

○津村委員 続けて、今回は先進船舶という概念が盛んに言われております。先ほどの一ページ目の数字でいきますと、私が先ほど一行飛ばしてくださいと言いました先進船舶の導入隻数が、二〇

一七年はゼロ隻であるにもかかわらず、二〇二五年には二百五十隻もこの先進船舶というものが導入されるという高い目標が掲げられております。

先進船舶とは何ぞやということですけれども、

国交省さんとしては二つのカテゴリーを想定されている。

一つは、燃費にすぐれた環境に優しい LNG燃料船。これは、今タグボートが一隻あるだけですけれども、これを十年間で七十二隻つくる

う。そして、もう一つのカテゴリーは、ブロードバンド通信を活用した船舶、先ほど羽尾局長が I

O Tを活用してというようなこともおっしゃつていきましたが、これを二百隻ということのようです。

私は、国会の質問で、こういう委員会の質問の意義というのは幾つかの種類があると思っていまして、昨今では、森友問題のようないわゆる疑惑追及型の質問。あるいは、先般、私は北極海航路を展望した国策の転換ということを申し上げました、そういう提案型の国会質問。きょうは、安倍政権の一つの大きなすばらしい点として、KPI といふものを盛んに掲げていらっしゃるのは、これは政策を事後に検証することができますので、私は高く評価させていただいておりまして、この KPI の議論はしっかりとしたいなど、ただ、今回かなり大きな数字が飛び交っていますので、二〇二五年になつてみないと検証は最終

的にはできなわけですけれども、二〇二五年の国会での質疑のために、私としては、今、詰めた数字の議論をここで議事録に残したいと思っております。

実は、この質問の前に、先週、先々週、森友問題

で大分おくれましたから、大前ですけれども、

国交省の方に膝詰めで伺つた数字を起こしたもの

です。ですので、私はここで議事録に残すために

この数字を今から紹介するわけですけれども、そ

の後で、大臣にこれで正しいですかということを

申し上げますので、大臣にオーソライズしていただ

だきたいということなんですね。

そして、ブロードバンド船と LNG船は両立し

ますので、二百隻のうち一〇%は LNG船になる

だろう。なので、重複を差し引くと、一番下に書

いております、二百隻足す七十二隻引く二十隻

は、ざっくり二百五十隻だ。

これが国交省さんの先進船舶に関する KPI の

算定根拠ということで御説明をいただいたと私は

理解しておりますが、これで正しいでしょうか。

○石井国務大臣 委員の説明のとおりでございます。

一つ目に書いておりますのは、日本の商船隊と

いうのは、約二千五百隻、二千五百六十一隻ある

わけですから、このうち約半数が、日本の船

社の意向によつて更新されたりどういう船にする

かということが決められる。これが業界の相場観

だそうです。この想定と、さらには、これらの日

本籍船の平均更新船齢、何年間使うかということ

ですね、これは平均が十七年だそうであります。

これを考えますと、毎年八十隻程度の新造船につ

いて日本船社の意向でどういうタイプか決められ

る、八十隻毎年更新されるというのが一つ目の、

これは想定というよりは現実の状況だそうです。

○石井国務大臣 二〇一三年に、これは民間の方

の調査でございますが、天然ガス燃料船の竣工隻

数を予測した調査がございます。これを踏まえて

分析をした結果、二〇一七年から二〇二五年の間

に建造される船舶の約一〇%が天然ガス燃料船に

なるとの結果が出たことを踏まえ、目標を設定し

ているところでございます。

さらに、IOT活用船についてですが、船舶へ

の IOTの活用については、産業界では以前から

高い関心が寄せられておりましたが、通信環境が

制約となって実現に至らなかつたものと考えてお

ります。また、ITを活用した技術は、これまで

の実例、例えばスマホの普及等々を踏まえれば、

その普及は急速に進むと考えております。

IOT活用船が実用化されれば、普及は相当のスピ

ードで進むものと考えられます。

他方、IOT活用船は、データの収集、活用が

鍵でございますが、我が国企業におけるデータの

収集、活用率が約五割でございますので、それと

同程度の普及を見込んだところでございます。

これらを踏まえ、研究開発が終了する二〇二一

年以降に更新される船舶の半数が IOT活用船

造されて、そのうちの半分、四十隻掛ける五年間

ですから二百隻だと。

そこで、二百隻足す七十二隻引く二十隻

は、ざっくり二百五十隻だ。

○津村委員 そうであつてほしいと私も願いま

す。二〇二五年の衆議院国土交通委員会の諸先生

がこの数字を改めて検証いただくことを希望いた

します。

次に、トン数標準税制について伺いたいと思

います。

○津村委員 さうであつてほしいと私も願いま

す。二〇二五年の衆議院国土交通委員会の諸先生

がこの数字を改めて検証いただくことを希望いた

します。

年以降に更新される船舶の半数が IOT活用船

切りかわることを目標として設定したところでござります。

○津村委員 そうであつてほしいと私も願いま

す。二〇二五年の衆議院国土交通委員会の諸先生

がこの数字を改めて検証いただくことを希望いた

します。

年以降に更新される船舶の半数が IOT活用船

きいという中で、日本の商船隊を支えていかなければいけない。この二つの事情の兼ね合いの中では、経済安全保障という、わかるんですけれども、しかし、ここだけを切り出して、こういう構成でどこまでもつのかなという哲学のもと、今回、トン数標準税制が一定の拡大を見ているわけですから、けれども、より本質的な問題としては、この経済安全保障、いわゆる東日本大震災のときには、ペリ亞船籍の船が、被災地から五百キロでしたか、以内には行くべきでないというようなことがあって、これが非常にリスクとして認識されたということだと思います。

仮に、本気で日本船舶を増加させていくといふことを考えるのであれば、減税規模十三億、九億億という話では多分なくて、より本質的な、なぜ日本船舶の商船隊がパナマ船籍であるとかペリ亞船籍だとかそういうものを選ぶのか、なぜ日本船籍のままにしないのかといったことの本質的な部分に踏み込んでいかなければいけないのかなというふうに思うんです。

皆さんにお配りした資料の五ページ目、ちょっとと四ページは制度の概要ですので飛ばさせていただけ、五ページ目は、この規模感ですね、どのぐらい船の数があるのかという数字です。

六ページ目に行きますと、「各国の外航海運における税制度比較」ということで、一番右のトントン数標準税制が我が国はある時期までなかったわけですから、これを導入したということで国際標準に並べているわけです。

この左側の二つ、「登録免許税又は登録料」というところが、多くの国がゼロ、〇・一のところを、日本は一〇〇。これは比率で言っているわけですがれども、これを導入したということで課税している。こういったことが一つの背景にあるのではないかとも言われています。

ただ、国交省さん伺うと、それぞれ税収規模は、登録免許税が約三・五億、固定資産税は二・

七億ですので、日本の商船隊の売り上げ規模からすると、いずれも軽微な影響にとどまると言ふこともできます。

では、一体何でこの便宜置籍国というものが存在しているのかということをさらに伺つていくと、外航海運企業にとつては、一つは、財務上の事情。企業価値やその格付を維持していくためにバランスシートを整えていく必要がある中で、外国船籍を借り受ける形にした方が資産を圧縮できるという会計上の、これは見せかけといえれば見せかけだと思いますが、事情が一つ。

そして、もう一つは、パナマやリベリアなどの便宜置籍国では、世界各地に二十四時間英語で対応できるような窓口を設置している。伺つてびっくりしたんですけども、例えば、愛媛県の今治市にもパナマやリベリアの出張所のようなものがあつて、すぐに対応ができるということも含められた、行政手続の負担軽減ということを彼らはある種のビジネスとしてやつている。そこはさすがに日本の公務員の体制ではかなわないといふようなこともありました。私は、それは大変残念なことで、日本も二十四時間体制、あるいは英語でも使えばいいんだと思うんですよ。

問い合わせて伺おうとしているんですけれども、最終的な目標としての日本船舶の増加を図るために、保有税のほかに、こうした外航船社の財務上の制約とか、あるいは行政手続の負担の問題等をクリアしていくことのも一つの道で、國交省がある時期から唱え出した経済安全保障ということを本気で求めるのならば、こういったことにも正面から取り組むべきではないか、行政手続の負担軽減も図るべきではないかという考え方について、大臣はどうお考えになるか、お聞かせください。

○石井国務大臣 今委員が御指摘いただいたとおり、我が国の外航船の会社は、企業価値の維持向上のため、総資産利益率等の水準を維持する必要があり、バランスシートに計上される資産である実質自社保有船については、その運航船舶中の割

合をおおむね一定水準にとどめているということ
が一つございます。

また、パナマやリベリアなどのいわゆる便宜置
籍国では、登録船舶の増加を図るため、保有税の
扱いのほかに、船舶に係る行政手続について世界
各地に二十四時間対応可能な窓口を設置するな
ど、行政上の手続負担を軽減するための取り組み
を積極的に実施しております。

日本船舶の着実な増加を図るためにには、こう
いった行政手続の負担軽減も重要であると認識を
しております。

これまで、例えばポートステートコントロール
を受けた際に、日本政府の確認を求められる場合
に備え、休日、夜間の緊急対応窓口を設置するこ
と、これは二〇一三年八月から開始してございま
す。また、最少安全配員証書を海外において交付
ができるようになります。これは二〇一三年七月から
開始しております。

こういった措置を講じておりますが、今後と
も、日本船舶の保有に係る行政手続の負担軽減を
検討してまいりたいと考えております。

○津村委員 時間が押してまいりましたので最後
の質問にしたいというふうに思いますが、私が冒
頭に三点聞きますという三点目、船員の話であります。

皆さんにお配りした資料をもう一枚めくついて
ただきまして七ページ目に行きますと、日本人の
船員さん、長期間の船乗りさんの数はどう推移し
ているかと申しますと、一九七四年、昭和四十九
年においては五万六千八百三十三人いらっしゃっ
たのが、今は二千二百人程度ということで、取り
扱っている貨物の量はふえることはあっても減つ
ているわけではありませんから、外国人の船員さ
んに大きく依存しているということになります。
これを十年間で一・五倍ということの数字の妥
当性については、先ほど本村さんが伺つたところ
であります。残念ながら、足元はなかなか伸びて
いないので、先ほど議論になりました船員教育の
部分で工夫が必要なんだろうということであり

私は、北極海航路の話を最後にさせていただこうと思っているんですけれども、今回の船員法の改正において、北極海及び南極海を航行する船舶に乗り組む船員さんの資格創設というの一つの前進だということについて、現在の準備状況をお尋ねします。

ただ、八ページ目にその内容を書いておりますが、今まで北極海航路への取り組みが率直なところおくれております日本において、こういう船員さんの資格を創設しても、実効的にこれを教育できるのかということについて、現在の準備状況をお尋ねします。

○石井国務大臣 今般の改正におきましては、船員の訓練や資格等について定めました千九百七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約、STCW条約の改正に対応するため、液化天然ガス燃料船、及び、極水域これは北極水域及び南極水域でございますが、これを航行する船舶に乗り組む船員の資格を新設いたします。

資格の取得に当たっては、この条約上、船長を初めとした一部の船員は、液化天然ガス燃料船については液化天然ガス燃料の特性に関する知識等を、極水域航行船舶については氷海における操船技術等を取得するための訓練課程を修了することが必要となります。

これらの訓練につきましては、独立行政法人海技教育機構におきまして、この改正法の施行に合わせて、液化天然ガス燃料船は十ないし二十時間程度、極水域航行船舶は三十時間程度の座学と実習による講習を設置する方向で、所要の検討準備を進めているところでございます。

○津村委員 最後の二分間、国土交通委員の皆さんにお話をしたいというふうに思っています。

九ページ目をごらんください。これは、前回の一般質疑の際に皆さんにお配りした資料の冒頭に掲げたものと全く同じものであります。

北極海航路というのは、簡単に申し上げれば、

気候の温暖化によって、左下に書いてありますように、北極海の氷の面積が夏の期間小さくなっています。そのことによって、ロシア沿岸を中心的に、夏であれば、欧州と日本、アジアをつなぐ航路というものが実用化されつつあるということあります。このことが日本にもたらす意味というのは、単純にコストが減るよという話にとどまらないわけであります。

イラクへの自衛隊派遣の際に、日本は中近東に死活的な利益を、国益を有するからということが大きな説明としてなされました。それは私は一つの大きな判断だったと思いますけれども、私たちには、南回り航路、いわゆるシーレーンに日本の国益の非常に大きなものを負っている。特に、脱原発ということも見据えていくと、エネルギー政策として、やはり、中東とのかかわりというのは、これから日本は改めて向き合っていかなければいけない問題だと思いますが、この北極海航路というものが実用化されて、また、LNGの採掘ということが進んでいけば、これは日本にとって、エネルギー政策上、安全保障上も大きな影響があると思います。

そして、きょうの冒頭議論いたしました海事政策、海運、造船の部分ですけれども、いわゆるアイスクラスと呼ばれる耐水船の建造においては、日本は残念ながら造船先進国の中でもややおくれをとっている現実があります。これから先進船舶というのであれば、こうしたアイスクラスの日本でのまさに生産性を向上させていくこと、あるいは技術を向上させていくことによって、これから確実に需要を伸ばしていくであります。

○西銘委員長 次に、本村伸子君。

法案審議に入る前に、差し迫った問題について質問をしたいというふうに思います。

建設業では、下請指導ガイドラインという国交省の文書によつて、あす四月一日から、適正な保険に加入していない作業員は、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取り扱いとするべきという措置で、これにかかわって、不安を抱え、深刻な相談が寄せられております。

現行制度では、一人親方の方は、国民健康保険、建設国保、国民年金に加入することになつておられますけれども、にもかかわらず、元請企業や上の企業から社会保険に入ることを求められています。五人未満の従業員の場合ですと、雇用保険に入るわけすけれども、国保、建設国保、国民年金という制度設計になつてあるわけですけれども、社会保険に入ることを上の企業から求められるというケースもございます。

つまりは、元請企業や上の企業が現行法の制度設計を正しく理解していないという中で、下請の皆さんに対しても遣うことを言つて、それをやらなければ、仕事がなくなつて、倒産や廃業の危機といふことがあります。

そして、きょうの冒頭議論いたしました建設現場から排除するということは、結局それは、仕事がなくなつて、倒産や廃業の危機といふことがあります。そういうことが絶対にならなければならないというふうに思います。

大臣に対して、深刻な状況を国交省として把握しているかといふこと、そして、調査に入つて実態をつかむべきだと思ひますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○石井国務大臣 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にする、建設企業の取り組みの指針として策定をし、周知を図っているものであります。

このガイドラインでは、「適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき」としております。

社会保険制度では、事業所の様様等によって加入すべき保険の種類が異なり、例えば、個人事業主として事業を行つてゐる一人親方であれば、厚生年金保険などの適用対象とはなりません。このガイドラインにおきましては、法令上加入義務のある保険に加入することを求めておりまして、例えば、厚生年金加入義務のない一人親方を、厚生年金に未加入であることを理由に現場に入れないとこは、ガイドラインの趣旨に反するものでございます。

加入するべき保険に対する理解が徹底されていないとの声もあることから、国土交通省にいたしましても、建設企業向けの説明会の全国での開催、関係団体への、ガイドラインの適切な運用を図ることを目的とした通知の発出などを行ってまいりました。

社会保険の加入等に關しまして、来年度、実態調査を行うこととしております。こうした機会を通じてさらなる実態の把握にも努めながら、ガイドラインに関する正しい理解の徹底に努めてまいります。

○本村(伸)委員 中小企業の皆さんとの営業というものは大変なもので、今すぐ対応していただきたいというふうに思ふんです。

全国商工団体連合会の皆さんとのところにもたくさんのお問い合わせが寄せられているということで、例えば、沖縄の建設業の一人親方の方ですと、四月から一人親方は現場に入れないというふうに言われたということや、あるいは、別の方からは、個人事業主にもかかわらず社会保険に入れと言われた、こういう実態がござります。埼玉県の建設業の方からは、個人事業主として、現状、私を含め四人で建設現場の三次下請の立場で現場に入つてます。法人化も含め、社会保険加入を上の会社から求められています、どうあがいても今の売上単価では社会保険料を払えません、こういう切実な声です。こういう声があふれているわけです。

四月から現場入場を認めないとということになりますから、改めて三点御提案をしたいというふうに思ひます。

社会保険制度では、事業所の態様等によって加入すべき保険の種類が異なり、例えば、個人事業主として事業を行つてゐる一人親方であれば、厚生年金保険などの適用対象とはなりません。このため、下請指導ガイドラインをおきましては、法令上加入義務のある保険に加入することを求めておりまして、三点目が、業界団体に、改めて、間違つた対応をしないように通知などを出して、徹底をしていただきたい。

こういう三点を行つて、廃業や倒産することがないようにして、いただきたいんですけれども、大臣、答弁をお願いします。

○石井国務大臣 先ほども申し上げましたが、下請指導ガイドラインにおきましては、事業所の態様等に応じて、法令上加入義務のある保険に加入していただくことを求めております。こうした下請指導ガイドラインの趣旨としては、事業所の態様等に応じて、法令上加入義務のある保険に加入していただくことを求めております。このため、下請指導ガイドラインへの理解を徹底すること、引き続き元請企業、下請企業を含めて、正しい理解をしていただこうことが必要と考えております。

このため、下請指導ガイドラインを含めた社会保険未加入対策に関する相談窓口の充実、個別の相談に応じた個別企業への周知を含め、下請指導ガイドラインへの理解を徹底すること、引き続き建設業団体を通じた周知を行うことを含めまして、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

○本村(伸)委員 ゼひ、この下請指導ガイドラインにかかる誤った理解によつて下請中小企業の皆さんが倒産するようなことがないようにしていただきたいたいというふうに思ひます。

適正な保険に加入するためには、発注者、元請からしっかりと法定福利費が払われなければ、払いたくても払えないという状況になるというふうに思ひます。

静岡の方の例ですけれども、元請から、今までの労務費、労務単価に法定福利費が含まれている、これからは労務費と法定福利費は別項目で記載して見積もりを出すよう指示をされたという話がござります。つまり、法定福利費はこれまでの下請代金に含まれていたから、法定福利費を別途積み増して支払うことはしない、見積もりだけ別項目で書いて請求しろというやり方です。三重県の方からは、元請企業から法定福利費の支払いはできないと言われ、自腹で持ち出す状況になつているという訴えも届いております。

法定福利費として別枠で支払われるべき費用が、労務費や工事費と込みで支払われる、あるいは払われない。つまりは、法定福利費以外の労務費、工事費が減額されたのと同じことになるわけでございます。こういうことは、建設業法の十九条の三にあります「通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」という条文に抵触するというふうに思ひます。

こういう場合、元請や発注者までの調査も含め、重層的な下請構造のもとで実際に働いている事業者の方々や働く人たちに法定福利費と工事費、労務費がしつかりと支払われるよう指導するべきだというふうに思ひますけれども、大臣、答弁をお願いしたいと思います。

○石井国務大臣 下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され、または含まれているにもかかわらず、元請負人が一方的にこれを削減するなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができるない金額で建設工事の請負契約を締結することは、当該元請、下請間の取引依存度等によりましては、建設業法第十九条の三の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがござります。このことは、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインなどにも記載をしており、周知を図つてはいるところであります。

法定福利費の支払い状況につきましては、毎年実態調査を行つておりますが、こうした機会を通して

して実態を把握しながら、適切な取引が行われるよう、必要な指導を含めて取り組んでまいりたいと存じます。

○本村(伸)委員 法定福利費、工事費、労務費の適正な支払い、発注者、元請を先頭にしっかりと支払っていただくことがされるよう、「一層指導監督の強化をお願いしたい」とことで、次に、法案に移りたいというふうに思います。

今回、法案の改定ですけれども、準日本船舶の認定対象に日本の船主の海外子会社保有船を追加するというものですけれども、準日本船舶に認定される船舶数がふえれば、航海命令の適用の対象となる船がふえることになるというふうに思いました。

航海命令が実際に発令される場面として具体的にどのような状況を想定しているかということですけれども、海上運送法第二十六条第一項のところに、「航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要」なときとござります。

これは具体的にはどういうことか、とりわけ、「その他公共の安全の維持のため必要」とは具体的にはどのようなことを想定しているかということなんですけれども、国交省は、有事ではないんだけど、非常時に航海命令を出すんだと言つておられます。そして、テロや政変等で治安が悪化したとき、海外の邦人等の輸送なども含まれるということも答弁などで言われておりますけれども、そういうことによろしいでしょうか。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

海上運送法第二十六条第一項の規定におきまして、「災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自發的に当該航海を行なう者がない場合又は著しく不足する場合」におきまして航海命令を発することができるとされておりま

す。

具体的には、この「災害の救助その他公共の安全の維持のため必要」である場合は、例えば、第一の事例といたしまして、国内において自然災害、事故等が発生した際、外国から緊急物資を運

送する場合、第一の事例といたしまして、外国で災害、紛争等が発生した際に、マラッカ・シンガポール海峡等が通行不能となり、貿易物資の輸送に支障が生じる場合、第三の事例といたしまして、外国において災害、治安悪化等が発生した際に、安全な地域に邦人を避難させる場合などを想定いたしております。

○本村(伸)委員 改めて確認をさせていただきました。いんすけれども、航海命令が出されたとき、船員の皆さんのが乗船をする際に、航海命令での航海であることを明示されるのかという点、そしてまた、船員の皆さんは、航海命令に従うことを拒否できるかという点、確認をしたいと思います。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

乗組み船員の方が航海命令による航海であることを知らざれば、航海に従事することのないよう、船員法第三十二条第一項の規定に基づきまして、船員の雇用主たる船舶所有者に対しまして、乗船前の雇い入れ契約締結に際し、当該契約に係る航海が航海命令によるものであるときは、その旨を書面を交付して説明することを義務づけいたします。

また、海上運送法の航海命令に係ります船舶への乗り組みを船員が拒否したとしても、船員に対して乗り組みを強制することや、乗り組みを拒否した船員に対する罰則はございません。

○本村(伸)委員 そのことは確認したいと思います。

大臣にお伺いをしたいんですけども、例えば、南スーザンのよう内戦状態で、政府軍、反政府軍、その他の組織も出てきまして、戦車や迫撃砲なども出て激しい戦闘が行われていたり、あるいは大量虐殺という危険を国連が指摘しているような事態の場合は、テロ、政変等で治安悪化という非常時に入るんでしょうか。

○石井国務大臣 南スーザンの状況は、私は詳細に承知しておりません。

○本村(伸)委員 南スーザンのようなケースがあつた場合でございます。

○石井國務大臣　南スーザンのよなケースを私はよく承知しておりません。

○本村(伸)委員　南スーザンのよなケースを把握しておらず、新たな任務を付与する閣議決定を行つたのでしようか。

○石井國務大臣　南スーザンは、自衛隊のPKOのことでおっしゃつてあると思いますけれども、私は所管ではございませんので、その状況について答弁は差し控えたいと思います。

○本村(伸)委員　南スーザンのよなケースも非常時に入る可能性があるということだというふうに思うんですけども、国土交通大臣が航海命令を出すという判断を下す場合、どのように情報が集められる仕組みがあるのか、徹底した情報公開がなされるのか、恣意的な解釈を排除する仕組みや濫用を防ぐ仕組みがどのようにあるのか、お示しをいただきたいと思います。

○石井國務大臣　実際に航海命令の発令につながるような事態が生じた際には、政府内において情報収集体制が設けられる可能性が高く、これらを通じ、必要な情報を収集することになると考えられます。また、収集された情報の公開についても、その内容に応じて適切に判断されるものと考えられます。

いずれにいたしましても、航海命令につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、海上運送法第二十六条第一項の規定に従いまして、「災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、かつ、自發的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、」発令されることとなるわけでございます。

○本村(伸)委員　有事か非常時かということを考えてみますと、南スーザンPKOの日報問題で明らかになりましたことは、一点目ですけれども、駆けつけ警護や宿當地共同防護など、新たな任務を付与する閣議決定や防衛大臣の命令が下されたときに、国民の皆さんや住民の皆さんには情報が隠され、その隠された状況のもとで政府が判断を下したという問題がございました。

二点目ですけれども、南スリランPKOの日報の問題では、戦闘と書かれているのに、政府は、戦闘ではなく衝突だと。私たちが、内戦状態であり、そういうところに自衛隊を派遣するのは憲法違反であり、PKO参加五原則にも違反しているというふうに指摘をすると、国家または国家に準ずる組織同士の武力衝突、いわゆる法的な意味での戦闘行為に当たるものではないと言うわけであります。

こういう状況があるからこそ、やはり航海命令を出すときも心配になるわけでございます。

そもそもこれまで航海命令を出した事例があるのかということ、実際には出していないけれども、出そうとしていた事例はあったのかと、いうこと、過去には、外航まで航海命令の対象を拡大する際に、インドネシア危機のことも答弁をされておりましたけれども、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。
海上運送法第二十六条第一項の規定に基づきまして、航海命令は、国際輸送、国内輸送、このいずれにつきましても、これまで発令実績はございません。

また、御指摘の、一九九八年、平成十年のインドネシア危機のお話かと思いますが、その際に、当時の運輸省から日本船主協会への要請を踏まえまして、在留邦人の緊急輸送のため、我が国船会社の貨物船をシンガポールで待機させたことはござりますが、これは、自主的な協力により行われたものであります。

○本村(伸)委員 そういうインドネシア危機の際のことでも踏まえて外航まで航海命令を拡大したというような御答弁でしたので、そういうことも踏まえてだというふうに思います。

千年に一度と言われるあの東日本大震災、そして福島第一原発の事故があつた際も、航海命令を出さずに、業界の皆さんがあくまでガソリンや銅料あるいは生活物資を運んだわけでございます。

航海命令というのは、国家が強制するものです

から、大変重いわけでございます。航海命令といふのは、発動される非常時というのに、先ほど来

議論をしてきましたテロ、政变等の治安悪化を含むとしておりまして、世界じゅうの紛争地域が対象となり得るわけでございます。輸送時には船員の方々も含め危険にさらされるという可能性は、やはり否定できないわけでございます。

国家の命令によって痛ましい事件が起こらなければ、起こさせないためにも、航海命令の対象とする船をふやすことを認めるとはできないということを強調いたしまして、質問を終わらせていましたが、御観察をされただきたいと思います。

ありがとうございます。

○西銘委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

法案に入る前に、三月二十九日の本委員会での

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

月十四日に近畿財務局に提出をしたというふうに

月十九日の衆議院の国交委で答弁させていた

いたということです。

それで、三月二十九日に今委員御指摘のよ

うな

確認をさせていただきたいと思います。

森友学園の国有地問題、八億二千万円のごみ撤

去費用の見積もりは空港部の補償課長が決算をし

た、空港部長や大阪航空局長に報告の上、昨年四

<

○西銘委員長 ちょっとととめてください。

〔速記中止〕

○西銘委員長 速記を起こしてください。

石井國土交通大臣

○石井國務大臣 ちょっとと私の方から補足して説明しますけれども、くい工事というと、いろいろな種類があります。一般的には、いわゆる鋼製ぐいですとかコンクリートぐいを打ち込むくい工事がありますし、あるいは、穴を掘つてそこにコンクリートを入れたりするいわゆる現場打ちのくい

というのがありますが、今回の場合は、そういうものと違う特殊な工法でございまして、プロペラのついた羽根のついたものを土の中に貢入していつて土をやわらかくしていく、と同時に、そこにセメントモルタルを注入するという工法なものですから、掘つている最中、地表面から見られないんですね、掘つてているところが、穴をあけたり何とかしたりしているということではないもので

ですから、掘つていてる最中、その途中がなかなか確認しにくいということで、九・九メーターの、その掘つているところの底では、工事写真でも、現場で工事中のときを見たとしても、そこはなかなか確認をしにくいということを申し上げておるところです。

○清水委員 石井大臣でも佐藤航空局長でもどちらでもいいんですけれども、答えていただきたいのは、その工法は、確かに現認しにくい工法だったのかかもしれません、値引きの根拠を積算するわけですから、どれくらい地中深く埋設物が埋まっているのかどうかということは、これは航空局がしつかりと、工事の工法とは別途やるべきだつたというふうに思うんですが、なぜそれをやらなかつたんですか。

○藤井大臣政務官 お答えいたします。
くい掘削箇所の深さにつきましてのお問い合わせだと思いますけれども、平成二十八年三月十一日に、学校法人森友学園からの、地下埋設物が発見されたとの連絡を受け、まず、平成二十八年三

だきたいんです。

では、藤井政務官がせつかく答えられましたので、私、一つ質問させていただきたいんですね。

要するに、掘削機の先端部に絡みつくほどの廃

材が発生したというふうにおっしゃつておられるんですですが、それが、地中三メートル以内にあった

廃材なのか、それとも、三メートルより深く、実際に九・九メートルで絡みついたものなのか、そ

れはどうやつて判断したんですか。

○藤井大臣政務官 お答えいたします。

工事関係者からのヒアリング、くい掘削工事実施中の工事写真、職員による現場確認、本件土地の地歴など、検証可能なあらゆる材料により、できる限りのチェックを行つておるという形でございま

す。

○清水委員 いや、それは結局答えになつていな
いんですね。全部伝聞なんですよ、これは。伝
聞。つまり、ヒアリングしたとか、埋まつている
ところではなく積み上がつてゐるところを見たと
か、写真で確認したとか、自分で撮つた写真と違
いますよ。全部これは客観的な状況を羅列してい
るだけで、積算した、知見を持つてゐる、技術を
持つてゐると言ひながら、自分で主体的に調査し
てはいなんですよ。これが最大の問題だと私は思
うんですよ。

以上のことから、地下埋設物の撤去、処分費用の見積もりに当たり、くい掘削箇所につきましては、地下九・九メートルの深さまで廃材等が存在するとの設定して見積もりを行うことが合理的であると判断したものでござります。

ちなみに、くい掘削箇所は三百二平米でござ
いまして、本件土地全体八千七百七十平米のうち約
三%強にすぎないということを申し上げたいと思
います。

○清水委員 それをわざわざ説明していただきかな
くていいように、資料での答弁のところをわざ
わざ持つてきて線を引っ張つていますので、与え

六十何カ所だったかな、やつております。それを

もとに今回の賠償範囲を決めておるのはですが、そ
のときに出でこなかつた。その調査といつのは、

二メートル掛ける二メーターの面積で、大体三
メーターぐらいまで掘つてあるんですね。その穴

があるわけですから、その三メーターハーフた
きに出てこなかつた試掘の場所のすぐ近くのく
から、やはりごみが出てゐるんですね。それは

工事写真で確認をしている。それはやはり三メー
ターから下から出たものと考えざるを得ないとい
うことでござります。

○清水委員 石井大臣、補足していただいたんで
すが、では、そのときに出た、三メートルより深
く出たごみは、九・九メートルあたりから出たん
ですか。

○石井國務大臣 これは、今回は瑕疵担保責任を
問わないということが大前提になつております。

すなわち、買い主は、将来、売り主に対して一切
責任を問えないということですから、将来的なり

スクも含めて試算をするということから、九・九
メーターのくいを打つた場所については、九・九
メーターまで存在し得るということで判断をした
ところであります。

○清水委員 それが、業者が十五メートルとか二
十メートルとか言ひれば、それをもとに瑕疵担保責
任を逃れるためにごみの積算を設定したといふこ
とになるので、やはりその説明は苦しいと思うん
ですね。やはり、航空局がみずから目視して、あ
るいは独自の調査で九・九メートル掘つて、そこ
から出てくるということを調べなかつたということ
は、これは致命的な失態です。

それで、我が党が調べまして、国立研究開発法
人産業技術総合研究所にボーリング調査を依頼し
たところ、深さ十メートルあたりからごみが出て
くる可能性はないと回答されているわけですよ
ね。やはりこれは、国有地の値引きがいかにでた
らめであつたのか、また、先ほどのやりとりをし
まして、空港部長の証言一つにしても、国会議員
に対する聞き取りところでの答弁がこれだけ違

います。

○西銘委員長 その前に、石井大臣が手を挙げて
いますので。

石井國土交通大臣。

○石井國務大臣 藤井政務官の答弁をちょっとと補
足して申し上げますと、平成二十二年にごみの埋
設の調査をやつてゐるんですね。試掘の調査を、

うということですから、余計にやましいことがあります。それで、いかとかという疑念を抱かざるを得ません。

引き続き聞いていきたいということを指摘します。

して、法案に入ります。

済みません、ちょっと時間がなくなりましたので、石井大臣に一問だけお伺いします。

資料の五を見てください。今回の船員の生活を守る施策について、船員の方々の軽減税措置が必要だということで、国交省は、二〇一二年に総務省に要望を出しました、外航船員に係る住民税を減免できないかと。これに応えて、総務省から自治体に周知がされた。

しかし、現在、総務省さんにも確認したんですけれども、船員に対する住民税の減税を実施しているのは、三重県の四日市市と鳥羽市の二自治体のみということでありました。地元の議員の方の熱意が伝わっているのかもわかりませんけれども。個人住民税が均等割されているんですね。これは、本来は、もっと多くの自治体で住民税の減税がされるべきだと思います。

二〇〇八年のこの法案の改正当時、本委員会で我が党の穀田恵二議員が、ドイツなどで導入されている船員税制や社会保険制度への助成策など、政府の責任で直接支援することが重要ではありますかと指摘したときに、当時の冬柴国交大臣が、そのとおりだと思いますと述べていただき

ています。その後、総務省に対してこのような要望が出されたんですが、今述べさせていただいたように、まだわずかな自治体にとどまっている。全日本海員組合からも要望があるとおり、自治体の判断に委ねるだけではなくて、やはり国が、国交省としてもつと主体性を持つて船員税制の拡大に取り組むべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○石井国務大臣 お答えする前に、先ほど委員から、ボーリングのデータをもって、三メーター以下にごみが入らないということをおっしゃいましたが、その件については参議院の予算委員会で御

党の辰巳議員から指摘がございましたけれども、それに私は反論しておりますので、参考に申し上げておきたいと思います。

それで、今のお問い合わせますけれども、国土

交通省では、日本人船員の確保を図るためにイン

センティブとしての所得税や住民税の軽減措置を

検討すべく、二〇一一年度に、日本人船員に係る税制に関する検討会を設置し、検討を行いました。

その結果、国税である所得税については、船

員が乗船中に受けられない国家行政サービスを特

定することが難しい、一方、地方税である住民税は、乗船中、長期間住民サービスが受けられない

ことに着目すれば、実現可能性が高いとの内容が取りまとめられました。

このため、二〇一二年度要望におきまして、外

航船員に係る住民税減税を要望した結果、住民税の減税については各自治体の判断で可能であるこ

とが確認をされ、総務省から自治体にその旨周知がなされました。これを受け、二〇一四年度に三重県四日市市において、二〇一六年度に三重県鳥羽市において、住民税の減税がなされたものと承知をしております。

国土交通省といたしましては、こうした経緯を踏まえまして、地方運輸局と連携をし、自治体に

対し、先行導人事例や船員の重要性を周知してまいりたいと考えております。

○清水委員 今の御答弁に対する私の所見を答え

る前に、くいの工事について反論されたといふこ

とですが、直接調べていない以上、その反論はや

はり説得力を持たないと、いうことは指摘した上

で、ぜひ船員の方々への住民税減税等の拡大に努

めています。その間に、私は、私の質問を終わります。

○西銘委員長 次に、椎木保君。

○椎木委員 日本維新の会の椎木保です。

に関して質問いたします。

我が国は、有史以来、四面を海に囲まれた中

で、今日まで、多様な文化、芸術を育み、さまざま

な産業を育成、発展させてまいりました。とりわけ海外との交易、貿易に関しては、海洋国家と

いう地政学的立場から、海上運送が大きなウエー

トを占めてきたことは論をまちません。

平成二十八年度の交通政策白書には、「我が國においては、貿易の九九%を海上輸送が占め、国内貨物輸送の約四割を海上輸送に依存しております。海上輸送は我が国の国民経済を支える基盤となっています」とあります。

海上運送の重要性はこれまでにも国会で何度も

議論されており、必要に応じてその都度法整備がなされてきたと承知しております。

平成二十五年四月二十六日に閣議決定された海

洋基本計画において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国外航運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて四百五十隻体制の早期確立を図るとともに、日本人外航船員の数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるための取組を引き続き促す」とあり、安定的な海上輸送体制の確保という観点から、具体的な数値も示されています。

これらにより、コンテナ事業の一層の効率化と

ともに、我が国海運会社三社の経営基盤の強化が図られ、利用者ニーズに応じた安定的なサービスの提供につながると期待しております。

○椎木委員 次に、経済安全保障の観点から、日

本船舶、準日本船舶を計画的にふやしていくこと

いうことで、平成二十年にトン数標準税制が導入

されました。海洋基本計画においても、経済安全

保障上から、日本船舶、準日本船舶は四百五十隻

を確保する必要があると指摘されておりますが、

現状はどのようになつてているのでしょうか。ま

た、トン数標準税制の導入によつて、これまでに

どのような成果、効果があつたのでしょうか、お尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

トン数標準税制の導入によりまして、認定事業者にとって、税負担が平準化され、安定的かつ計

画的な船舶投資を行うことが可能となり、経済安

全保障の確立に資する日本船舶及び準日本船舶の

確保が図られます。

これによりまして、日本船舶は、平成二十七年六

月末には百九十七隻に増加し、準日本船舶四十一

隻になりました。

そこで、これまでに政府が取り組んできた海事政策についてお聞きいたします。

初めに、トン数標準税制の導入に関連して質問

いたします。

我が国の大手である日本郵船、商船三井、

川崎汽船の三社が、コンテナ船事業を統合して、

世界的に厳しい市場環境を乗り越えていこうと努

めていますが、海運業界の現状についてどの

ような認識をお持ちなのでしょうか、お尋ねいた

します。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

我が国外航海運企業は、中国経済の減速や船腹

過剰等から運賃水準が歴史的に低迷してい

ます。

このように、運航船規模の縮小による用船契

約の解約金により大幅な特別損失を計上するな

ど、大変厳しい経営環境下にあります。

このような中、お話しのとおり、我が国外航船

会社三社は、コンテナ事業を統合した新会社を本

年七月に設立し、来年四月からはサービスを開始

する予定でございます。現下の市況に対応すべ

く、規模の経済を追求していると思われます。

会社三社は、コンテナ事業を統合した新会社を本

年七月に設立し、来年四月からはサービスを開始

する予定でございます。現下の市況に対応すべ

く、規模の経済を追求していると思われます。

これらにより、コンテナ事業の一層の効率化と

ともに、我が国海運会社三社の経営基盤の強化が

図られ、利用者ニーズに応じた安定的なサービス

の提供につながると期待しております。

○椎木委員 次に、経済安全保障の観点から、日

本船舶、準日本船舶を計画的にふやしていくこと

いうことで、平成二十年にトン数標準税制が導入

されました。海洋基本計画においても、経済安全

保障上から、日本船舶、準日本船舶は四百五十隻

を確保する必要があると指摘されておりますが、

現状はどのようになつてているのでしょうか。ま

た、トン数標準税制の導入によつて、これまでに

どのような成果、効果があつたのでしょうか、お尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

トン数標準税制の導入によりまして、認定事業

者にとって、税負担が平準化され、安定的かつ計

画的な船舶投資を行うことが可能となり、経済安

全保障の確立に資する日本船舶及び準日本船舶の

確保が図られます。

これによりまして、日本船舶は、平成二十七年六

月末には百九十七隻に増加し、準日本船舶四十一

隻になりました。

そこで、これまでに政府が取り組んできた海事

政策についてお聞きいたします。

初めに、トン数標準税制の導入に関連して質問

いたします。

我が国の大手である日本郵船、商船三井、

川崎汽船の三社が、コンテナ船事業を統合して、

世界的に厳しい市場環境を乗り越えていこうと努

めていますが、海運業界の現状についてどの

ような認識をお持ちなのでしょうか、お尋ねいた

します。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

我が国外航海運企業は、中国経済の減速や船腹

過剰等から運賃水準が歴史的に低迷してい

ます。

このように、運航船規模の縮小による用船契

約の解約金により大幅な特別損失を計上するな

ど、大変厳しい経営環境下にあります。

隻と合わせると合計で二百三十八隻となつております。日本船舶及び準日本船舶の確保はこれまで着実に図られております。

○椎木委員 それでは、今回の法律改正では、トン数標準税制の拡充について、準日本船舶の認定対象として日本の船主の海外子会社保有船を追加するとのことです。が、歴史的な海運不況にある中で、なぜ準日本船舶の対象を拡大する必要があるのでしょうか、答弁を求めます。

○石井国務大臣 昨今の我が国周辺海域における情勢変化を踏まえますと、経済安全保障の早期確立が急務となつております。しかしながら、委員御指摘のとおり、現下の歴史的な海運市況の低迷によりまして、認定事業者、トン数標準税制の認定を受けた事業者は、総運航隻数を縮小せざるを得ない状況にあります。日本船舶及び現行の準日本船舶のみで経済安全保障の確立に必要な四百五十隻を早期に確保していくことは困難な状況にございます。

このため、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する船舶であつて、航海命令発令時の日本籍化が確保されるものを新たに準日本船舶の対象に加えることによりまして、経済安全保障の確立に必要な四百五十隻の早期確保を図る必要があるところがございます。

○椎木委員 詳細な御答弁、ありがとうございます。した。次に、今回の法律改正によって、経済安全保障の確立に必要とされる四百五十隻を確保できると考えていらっしゃるのか、そもそも経済安全保障上必要とされる四百五十隻の積算根拠について教えてください。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。経済安全保障上必要とされます四百五十隻の算出根拠につきましては、平成十九年十二月の交通政策審議会答申におきまして、非常時に国民生活、経済活動水準を維持するために必要な約千二百八十隻に、健康で文化的な最低限度の生活水準は通常の生活水準の約三分の一と計算されますこ

とから、これを乗じることにより、四百五十隻と試算されたものでございます。

○椎木委員 大変わかりやすい答弁でした。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

外航日本人船員に関する質問いたします。

日本の海運会社が運航する船において、船長と機関長等の幹部船員を除けば乗組員は全て外国人で、あつたというような話を聞きますが、国土交通大臣が定めた基本方針や海洋基本計画に明記されている、外航日本人船員の人数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるとの目標について、これまでの取り組み状況並びに現状認識についてお尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

外航日本人船員につきましては、一九八五年のプラザ合意後の円高の進展による外国人船員とのコスト格差の拡大から、一九八五年の三万十三人から、二〇〇八年には二千三百十五人、二〇〇九年には二千百八十七人まで減少いたしました。

このため、日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を策定し、日本船舶・船員確保計画の導入によりまして、外航日本人船員を確保することとし、この結果、二〇〇八年の二千三百十五人から二〇〇九年の二千百八十七人と一旦減少しましたが、その後、二〇一一年の二千二百三十七人と、若干の増加を見ております。特に、トン数標準税制の適用事業者については、二〇〇八年の千七十二人から二〇一五年の千百四十六人と増加したところです。

○椎木委員 次に、先進船舶導入等の促進に関するお尋ねいたします。

一方、日本人船員のコストが割高であることなどに加えまして、近年の歴史的な海運不況下における厳しい国際競争にさらされております外航海運事業者の経営状況も相ましまして、十年間で一・五倍とする目標にはまだ至っていないところでござります。

○羽尾政府参考人 この目標につきましては、外航海運業界も、当面目指すべき目標として表明し、その実現に向けて努力しておりますことから、日本船舶・船員確保

計画やトン数標準税制の活用などによりまして、引き続き、この目標を実現することを目指して取り組んでまいりたいと思っております。

○椎木委員 今の答弁にありましたように、しっかりとこの目標に向かつて努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

外航日本人船員に関する質問いたします。

日本の海運会社が運航する船において、船長と機関長等の幹部船員を除けば乗組員は全て外国人で、あつたというような話を聞きますが、国土交通大臣が定めた基本方針や海洋基本計画に明記されている、外航日本人船員の人数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるとの目標について、これまでの取り組み状況並びに現状認識についてお尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

外航日本人船員を約五千五百人とするというごとにつきましては、二〇〇七年の交通政策審議会答申に記載されておりましたことから、重要な試算であると認識いたしております。

国土交通省といたしましては、この試算を努力目標としつつ、外航日本人船員数を一・五倍とする当面の目標をを目指して、関係者とともに取り組んでいるところでございます。

具体的には、日本船舶・船員確保計画の着実な実施、トン数標準税制の活用、外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームによりますキャリア形成の支援といった施策を講じているところでござります。

○椎木委員 次に、先進船舶導入等の促進に関するお尋ねいたします。

一方、日本人船員のコストが割高であることなどに加えまして、近年の歴史的な海運不況下における厳しい国際競争にさらされております外航海運事業者の経営状況も相ましまして、十年間で一・五倍とする目標にはまだ至っていないところでござります。

○羽尾政府参考人 今の答弁にありましたように、しっかりとこの目標に向かつて努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

外航日本人船員に関する質問いたします。

日本の海運会社が運航する船において、船長と機関長等の幹部船員を除けば乗組員は全て外国人で、あつたというような話を聞きますが、国土交通大臣が定めた基本方針や海洋基本計画に明記されている、外航日本人船員の人数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるとの目標について、これまでの取り組み状況並びに現状認識についてお尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

外航日本人船員を約五千五百人とするというごとにつきましては、二〇〇七年の交通政策審議会答申に記載されておりましたことから、重要な試算であると認識いたしております。

国土交通省といたしましては、この試算を努力目標としつつ、外航日本人船員数を一・五倍とする当面の目標をを目指して、関係者とともに取り組んでいるところでございます。

具体的には、日本船舶・船員確保計画の着実な実施、トン数標準税制の活用、外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームによりますキャリア形成の支援といった施策を講じているところでござります。

○椎木委員 次に、先進船舶導入等の促進に関するお尋ねいたします。

一方、日本人船員のコストが割高であることなどに加えまして、近年の歴史的な海運不況下における厳しい国際競争にさらされております外航海運事業者の経営状況も相ましまして、十年間で一・五倍とする目標にはまだ至っていないところでござります。

○羽尾政府参考人 今の答弁にありましたように、しっかりとこの目標に向かつて努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

外航日本人船員に関する質問いたします。

日本の海運会社が運航する船において、船長と機関長等の幹部船員を除けば乗組員は全て外国人で、あつたというような話を聞きますが、国土交通大臣が定めた基本方針や海洋基本計画に明記されている、外航日本人船員の人数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるとの目標について、これまでの取り組み状況並びに現状認識についてお尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

外航日本人船員を約五千五百人とするというごとにつきましては、二〇〇七年の交通政策審議会答申に記載されておりましたことから、重要な試算であると認識いたしております。

国土交通省といたしましては、この試算を努力目標としつつ、外航日本人船員数を一・五倍とする当面の目標をを目指して、関係者とともに取り組んでいるところでございます。

具体的には、日本船舶・船員確保計画の着実な実施、トン数標準税制の活用、外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームによりますキャリア形成の支援といった施策を講じているところでござります。

○椎木委員 次に、先進船舶導入等の促進に関するお尋ねいたします。

一方、日本人船員のコストが割高であることなどに加えまして、近年の歴史的な海運不況下における厳しい国際競争にさらされております外航海運事業者の経営状況も相ましまして、十年間で一・五倍とする目標にはまだ至っていないところでござります。

○羽尾政府参考人 今の答弁にありましたように、しっかりとこの目標に向かつて努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

外航日本人船員に関する質問いたします。

日本の海運会社が運航する船において、船長と機関長等の幹部船員を除けば乗組員は全て外国人で、あつたというような話を聞きますが、国土交通大臣が定めた基本方針や海洋基本計画に明記されている、外航日本人船員の人数を平成二十年度から十年間で一・五倍に増加させるとの目標について、これまでの取り組み状況並びに現状認識についてお尋ねいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

外航日本人船員を約五千五百人とするというごとにつきましては、二〇〇七年の交通政策審議会答申に記載されておりましたことから、重要な試算であると認識いたしております。

国土交通省といたしましては、この試算を努力目標としつつ、外航日本人船員数を一・五倍とする当面の目標をを目指して、関係者とともに取り組んでいるところでございます。

先ほど、外航日本人船員の状況についてお話をしさせていただきましたが、内航の日本人船員につきましては、ピーク時の一九七四年では七万人千人だったものが、二〇一五年には約二万七千人まで減少いたしております。

○椎木委員 これは、今後、対策等々は何か検討されていることはあるんでしょうか。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

内航海運につきましては、先ほどの船員数の減少とともに、特に、いわゆる船員の高齢化ということが大きな課題となっております。これまで、外航海運など他分野から船員が供給されてきたことなどを背景として船員の高齢化が進展し、例えば、平成二十七年十月時点で五十歳以上について見ますと、四八・九%が相当する、こういう形になつております。

このため、私どもとしては、政策としまして、若年の船員の確保を図ることで、さまざまな施策を講じているところでございます。

○椎木委員 ありがとうございます。

次に、独立行政法人海技教育機構は、我が国の船員養成にどのような役割を果たしているのでしょうか。また、独立行政法人海技教育機構は、統合したことによる効果はどうだったのでしょうか、お聞きいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

まず、独立行政法人海技教育機構は、全国に配置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせて、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も含めまして航海訓練を実施することにより、外航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の養成を実施することにより、我が国の安定的な海

上輸送の確保に寄与してまいりました。

二点目の統合に關してでございますが、統合を

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

すオープンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

ます。独立行政法人海技教育機構は、全国に配

置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせ

て、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部

科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も

含めまして航海訓練を実施することにより、外

航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供

給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための

再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技

術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の

養成を実施することにより、我が国の安定的な海

をいただけたと思います。しっかりとこの法案に

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

す。オーブンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

ます。独立行政法人海技教育機構は、全国に配

置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせ

て、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部

科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も

含めまして航海訓練を実施することにより、外

航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供

給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための

再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技

術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の

養成を実施することにより、我が国の安定的な海

をいただけたと思います。しっかりとこの法案に

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

す。オーブンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

ます。独立行政法人海技教育機構は、全国に配

置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせ

て、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部

科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も

含めまして航海訓練を実施することにより、外

航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供

給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための

再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技

術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の

養成を実施することにより、我が国の安定的な海

をいただけたと思います。しっかりとこの法案に

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

す。オーブンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

ます。独立行政法人海技教育機構は、全国に配

置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせ

て、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部

科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も

含めまして航海訓練を実施することにより、外

航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供

給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための

再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技

術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の

養成を実施することにより、我が国の安定的な海

をいただけたと思います。しっかりとこの法案に

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

す。オーブンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

ます。独立行政法人海技教育機構は、全国に配

置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせ

て、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部

科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も

含めまして航海訓練を実施することにより、外

航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供

給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための

再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技

術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の

養成を実施することにより、我が国の安定的な海

をいただけたと思います。しっかりとこの法案に

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

す。オーブンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

ます。独立行政法人海技教育機構は、全国に配

置いたしました学校八校で座学を実施し、あわせ

て、帆船二隻を含む大型練習船五隻により、文部

科学省所管の商船系大学、高等専門学校の学生も

含めまして航海訓練を実施することにより、外

航、内航海運業界に優秀な新人船員を安定的に供

給する役割を果たしてまいりました。

さらに、船員に対しますスキルアップのための

再教育や、電子海図情報表示装置などの新たな技

術に対応した実務教育を行うとともに、水先人の

養成を実施することにより、我が国の安定的な海

をいただけたと思います。しっかりとこの法案に

ついて取り組んでいきたいと思いますので、引き

続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○西銘委員長 次に、松原仁君。

具体的な統合効果といたしましては、三つ挙げさせていただきます。

まず第一に、教育内容の高度化でございます。

学科と実習を通じまして一貫したカリキュラム

を策定し、教員や設備等のリソースを相互に補完

させて、教育内容の充実、高度化を図っております。

二番目に、広報など発信力の強化でございます。

先ほど申した帆船二隻を含む五隻の大型練習船

を擁する、こういう魅力を増した学校であること

を最大限に活用しまして、学校等において開きま

す。オーブンキャンパスに合わせまして練習船を公

開するなど、学生募集を強化いたしております。

第三には、柔軟な組織運営でございます。

組織の統合に合わせまして重点的、彈力的な予

算配分を行い、例えば、学校施設、練習船の保守

整備を一元管理し、教育環境をより計画的、効率

的に推進しているところでございます。

○椎木委員 きょうはもう一点質問を用意してい

<p

お持ちか、お伺いします。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

トン数標準税制は、最初、一九九六年にオランダ及びノルウェーで導入され、翌一九九七年にEUにおきまして登録船舶の便宜置籍国への流出の防止を目的としたしました海運への国家支援に関するガイドラインが定められたことを皮切りに、EUの主要海運国において相次いで導入されました。

その後、我が国や米国、韓国、台湾などの欧州以外の海運国等におきましても同制度の導入が進んでおり、トン数標準税制は国際海運において世界標準の制度となつていると認識いたしております。

○松原委員 これは、トン数標準税制という税制も含めて、一度その國から他に流出したいわゆる便宜置籍船を何で戻そうとするのか、これをやはり分析しなきゃいかぬと思うんですね。その問題意識をどのように捉えるかというのが日本の海運の大きな、重要な要素になつていると想います。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

プラザ合意以降、日本籍船の便宜置籍船がパナマ等にたくさん移つたことによつて、税制的なものではない部分でどんなデメリットが日本の海運にあつたか、御認識をお伺いしたい。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

ます、御指摘のとおり、自國籍船が便宜置籍船として海外に流出いたしますと、このことは、まさに今回の法律の背景にございます経済安全保障の確保という点にも支障がござります。

さらに、ヨーロッパ、EUなどが、いわゆるトン数標準税制を入れて海外への流出を防止しようとしたという背景は、まさに、海運及びそれを支える造船、舶用工業、そういうものの一体が、海運を中心とするサービスをする基盤となる船舶が外に流出することになる、こういったことも勘案して導入されたというふうに承知しております。

○松原委員 石井大臣、これは重要なことだと思

うんですよ。冒頭の質問で、ちょっとそこも御答

弁で触れていただければと思つたんですけど。

要するに、経済安全保障という観点は当然であります。しかし、海外の、ヨーロッパの国々が、日本の十年前からこういつた便宜置籍船を減らす、戻すというのは、それだけではなくて、税的メリット云々だけではなく、海外にその船の本籍が行くことによって、海外にそれが行くことによつて、さまざまな関連するものが失われてしまつて、そのことのデメリットを感じているがゆえに、それぞれの国がこのトン数税制を採用し、国際標準になつたということが極めて重要なわけであります。

ちょっとと海事局長にお伺いしますが、なぜ日本は、先ほど大臣がおつしゃつた、海洋国家であるにもかかわらず、今や世界標準、グローバルスタンダードになつたこのトン税を入れるのがヨーロッパの最先端の国より十年もおくれたのか、この理由をどう分析していますか。

○羽尾政府参考人 お答えいたしました。

我が國のトン数標準税制の導入が、最初に導入されましたオランダ及びノルウェー、六六年からおくれること約十年であったのは事実でございます。

これにつきましては、我が國の海運企業は、その導入までの間に、実は、平成のバブルだとぞういふたこともあり、経営が順調であった。そういうことも影響し、そして、諸外国の導入状況を見ながら進めている、こういううこと。その後、経営状況も勘案しつつ、船会社の方から、海外との競争条件を同等均等になるように、こういう要望が出てきて、それらを勘案し、議論して導入された、こういうふうに認識しております。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

並みというのが主流となつてござります。

これを踏まえまして、我が国におきましても、国際船舶につきましては、登録免許税を千分の四から千分の三・五に、固定資産税の課税標準を六

年おくれたということあります。

その中身はまた後で財務省にも聞くわけであり

ますが、さらに、経済安全保障ということに限りなく的を絞つておるわけであります。グローバルスタンダードを日本がつくり上げ、日本が海洋國家であるというこの原点を強く認識するならば、やはり、こういつたものに関して、もつと早くそういうアイデアを日本が出すぐらい、もしくは最先端の方でやるべきであつて、十年間おくれたことによる日本の海運におけるダメージといいますか、そういうものは実はあるんだろうと私は認識をしております。

大臣にお伺いしますが、自國籍船が便宜置籍船として海外に流出することを防止することは重要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○石井国務大臣 今委員が御披瀝いただいたよう

な経済安全保障上の観点等々から、御指摘のとおり、我が国外航海運企業の運航する船舶が過度に外国籍船となることはやはり問題であるといふに考えております。

○松原委員 当然のこと申上げたいわけ

ではありませんが、今申し上げているのは、海運に關係するさまざまなもの

やはりこのことによつて弱体化してきたといふことを重ねて申し上げたいわけであります。

○松原委員 我々は認識する必要があるのではないかといふことを重ねて申し上げたいわけであります。

ちょっとと視点をより金銭的な部分に変えます

が、諸外国では固定資産税や登録免許税がかから

ないといふことがあります。こうした保有コストについても国際標準まで下げるべきだと考えます。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

パナマ、リベリア等、諸外国の外航船舶の登録免許税、固定資産税等は、非課税あるいは手数料

並みというのが主流となつてござります。

これを踏まえまして、我が国におきましても、

日本が最先端を行つてグローバルスタンダードをつくるべき国家であるにもかかわらず、この

を講じておるところでございます。

○松原委員 今海事局長が言つたその数値で、他の国に比べてイコールフットティングであります。

ですが、先ほど申しましたパナマ、リベリア等の国で、登録免許税あるいは固定資産税を非課税、そもそも課していない、こういう国もあります。私どもも軽減措置を講じていただきておりますが、それと比べれば若干高目になつておるといふ事実はございます。

○松原委員 さようは財務省の方にも来ていただきたい。いつ判断をするかというのが極めて重要なわけであります。

○松原委員 さようは財務省がどう

いるわけであります。最後は財務省がどう

ります。しかし、国際社会においてその部分の他

の企業とのイコールフットティング、これも重要な

思います。国内的な他の企業との関係におけるイコールフットティング、これは当然重要な

ります。しかし、国際社会においてその部分の他の企業とのイコールフットティング、これも重要な

と思います。これについての認識をまずお伺いし

たい。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、国内におけるイコールフットティング、これも非常に大事でございます。

同時に、国際的な観点も含めて、さまざまの観点から税制を構築することも大事でございます。

さはざりながら、一方で、各国の税制と申しま

すのは、各国それぞれの置かれた経済情勢でありますとか、ないしは各国の税制全体の中でもそれ

ぞれ判断される面もござりますので、そうした点も踏まえて勘案していくことが必要だらうと考えております。

○松原委員 井上さん、日本の場合は、一国で経済を運営することができる他の大国と違つて、貿易立国なんですね。国際社会の中において我々は生存を確保しているわけです。これが、日本の規

ようなどころ、資源がたくさんあるところ、こういうところだつたら、国内税制のイコールフツティングを優先することもあるいは一つの考え方かもしれません。

しかし、私は、海外とのさまざまなやりとりで国を繁栄させる日本は、国内的な税制のイコールフツティングよりも、国際的な税制のイコールフツティングが大事だというふうに思つております。

その点からいくと、先ほど海事局長が言つた点の、いわゆる登録免許税等々の部分においてパナマ等に比べて高い、このことについては、井上さん、どういうふうに考えておられますか。

○井上政府参考人 お答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、各国の税制は、

それぞれ各国の事情それから税制全体の中で判断する面もあると思います。

そういう中で、御指摘になつた税制でありますとか、ないしは、きょう御議論になつております

トーン数税制もそつでござりますけれども、いわゆる租税特別措置として、特定の政策目的を実現

するために、いわば期限を原則として区切つて例外的に措置するという世界の中で、今は、まさに海上運送法に規定します、我が国の安定的な海上輸送を確保するという観点で、日本船籍ないしは

準日本船籍をふやしていくことに対しても、

我々としては税制でしっかりと措置をさせていた

だいでいるということです。

○松原委員 海事局長、ちょっとお伺いしたい

ですが、航海命令という項目がなければ、このト

ン税を選択するために戻つてくる船は、準日本国

籍も含めて、これはより緩やかになるというの

当然だと思いますが、御認識をお伺いしたい。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

日本船舶の重要な性につきましては、冒頭、大臣

の方からも答弁させていただきましたように、安

定的な国際海上輸送を確保するという観点、及び、海上輸送の安全性の確保、あるいは海技の世

代間の安定的伝承等、日本船舶及び日本船員をあ

わせて見て重要な意義がある、こういうことでござります。

○松原委員 経済安全保障は理解しています。四

百五十隻というのも理解しています。経済安全保障だけがメーンなのか、日本の海事の繁栄というものを同時に考えているのか、どつちですか。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

私どもは、海事産業、海運業、造船業、この重

要性に鑑み、海事産業の振興に努めております。

今御指摘の本件の税制につきましては、御説明

申し上げておりますとおり、日本船舶及び準日本

船舶を増加させていき、経済安全保障を確保す

る、こういう目的で設定されたものでございま

す。

○松原委員 海事局長もなかなか熱い思いが言葉

の裏にあると私は思つておりますが、お立場もあ

るので、それが一つのきょうの御答弁かなと認識

をしております。

問題はこの分野だけではないと思うんですが、

財務省にお伺いします。

データはぜひ見てほしいんですが、他の諸国が

こういったトン税をやつている、そういういた国

が、トン税とその他の法人の法人税の平仄の中

で、やはり国内的には十分フェアかどうかという

議論はあると思うんですが、その辺は研究したこ

とはありますか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

各国それぞれの税制の中の話でございますけれ

ども、詳細については検討したことばございません。

○松原委員 ゼひ検討してもらいたい。要する

に、これは、損して得ではないですが、繁栄

することによって税金が非常に上がるだろうし、や

はりこういう部分を財務省にはぜひ御検討いただ

きたいと思っております。

先ほど言つたように、日本が、財務省の御

理解や、むしろ財務省からの御提言が先にあつて

トン税が進むぐらいであった方が、私はグローバ

ルスタンダードとしての日本の立ち位置になつた

と思うんです。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

海事局長、ちょっとこれは通告していません

ところは重要であると考えており、離島航空路

線に係る運航費補助や航空機購入費の支援を行つ

図ることは重要であると考えております。

一方で、航空路線の開設は航空会社の判断によ

り行われるものでありますので、航空路線の開設

には、航空会社と地元自治体との連携が重要な

なつてまいります。

国土交通省といたしまして、今後とも、地域

の御意見を踏まえながら、先ほど申し上げました

支援措置を活用するなどして、地方航空ネット

ワークの維持、充実に向けた取り組みを進めてま

りたいと考えてございます。

○松原委員 伊豆諸島の航路の現状についてお伺

いふうにイコールフツティングでやっていくかが問われる。だから、国際社会との競争において、さまざまな議論がある。こういったことで、そういうものに関して世界で最も競争力がある国に対する努力をしなきやいかぬ。

こういう登録免許税等に関する、パナマとかそういうものに關して、パナマとがそ

ういったところは非課税である。我々も非課税で

あるというぐらいの、まあ、それほど大胆でもないんですよ。財務省的には、いや、それは清水の舞台から落ちるぐらいためだと言つかもしれないけれども、それぐらいのことを、少なくともイ

コールフツティングは、国内産業のイコールフツティングは大事だけれども、国際間のイコールフツティングを重要視しないと私はこの国はもたないというふうに思つていますので、ぜひそこは御検討いただきたいというふうに思つております。

次に、IMOの議論に進みます。

海洋国家日本として、海事分野でグローバルスタンダードをつくっていくのは重要だ。これは極めて重要で、いわゆるグローバルスタンダードを、自國に有利にして、世界的にもウイン・双赢の形でつくる。エゴイストじゃないので、自國に有利だけではない。それが、トン税みたいなものを、先ほど言つたように、日本が、財務省の御理解や、むしろ財務省からの御提言が先にあつてトン税が進むぐらいであった方が、私はグローバルスタンダードとしての日本の立ち位置になつた

と思うんです。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

宅島→新島→調布間の航空航路の開設により、離島間交流の促進を図ることが必要と考えるが、国土交通省の見解いかん。

離島における交流を活性化させる観点から、三

宅島→新島→調布間の航空航路の開設により、離島間交流の促進を図ることが必要と考えるが、国土

交通省の見解いかん。

単に質問して、御答弁いただきたい。

離島における交流を活性化させる観点から、三

宅島→新島→調布間の航空航路の開設により、離島間交流の促進を図ることが必要と考えるが、国土

交通省の見解いかん。

一方で、航空路線の開設は航空会社の判断によ

り行われるものでありますので、航空路線の開設

には、航空会社と地元自治体との連携が重要な

なつてまいります。

いいたします。

○羽尾政府参考人 お答えいたします。

東京と伊豆諸島の間を結ぶ定期航路につきましては、現在、三つの事業者が四航路の運航を行つております。具体的には、東京一八丈島航路、八丈島一青ヶ島航路、東京一大島一神津島航路、式根島一新島航路となつております。

これらの航路では、貨客船 ジェットフォイルなどにより、週四便から一日三便程度の運航が行われております。移動手段、生活物資の輸送手段として住民生活を支えるとともに、観光客の輸送手段としても地域経済を支えているところでござります。

○松原委員 二〇一〇年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、伊豆諸島の活性化を図る必要がありますが、同時に、これは二つのルートが別なんですよね、局長は御案内のように。したがつて、ここをくつつけた方がいいんじゃないかという議論は現地においてもあります。

このことについての検討といいますか、御認識というか、あればお伺いしたい。

○羽尾政府参考人 お答えをさせていただきまます。

御指摘のよう、東京と伊豆諸島を結ぶ航路は、大きく南北の二本、一つは、東京から三宅島、八丈島、御蔵島、青ヶ島を結ぶ南側の航路と、東京から大島、利島、新島、式根島、神津島を結ぶ北側の航路、この二つに分かれております。

これらの航路の間を結ぶ航路は現在存在しております。一般的には、伊豆諸島の南北を結ぶような航路が運航されば、離島間の人的交流の活発化に資するものと考えます。

航路の開設に当たりましては、臨時の航路で運航につきましては、海上運送法上、事前に届け出を行えば実施することが可能となつております。ただし、実際に新たな航路での運航を行うに当

たりましては、事業者の方々におきまして、具体的にどのような需要があるか、あるいは船舶を使用する上で既存航路のダイヤとの調整が可能かどうか等の点について、実情に即した検討を行うことが必要だと思つております。

このため、臨時航路の開設につきましては、第一義的には、地元のニーズ等も踏まえた上でどのような対応を行ふか、事業者において経営判断をしていただるべき事柄であると考えております。

○松原委員 海事局としても、このことに関しても、前向きに進めるためのさまざまな検討はぜひしていただきたいと思います。局長、答弁。

○羽尾政府参考人 一部繰り返しどうぞ。が、現在、南北二つの航路ができております。その南北をそれぞれ結ぶ航路というのが存在しない。かつて一度臨時にやつてみて、なかなか経営が大変だった、こういうことがございます。

したがつて、これらについては、地元のニーズあるいは観光需要の喚起等々によって人的交流の活発化に資するような形で、まず、地元の方々あるいは事業者の方々の主体的な活動をして経営判断がされていき、そういう状況の中で、私どもも、路線ごとにおきまして、離島航路の補助などを、使えるところがあれば支援していく、こんなふうに考えております。

○松原委員 内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局にお伺いしますが、地方創生の立場から、人口減少の対策が必要であり、離島において安心して出産できる環境を整備することは、地方創生の肝であると考えております。

このことについてどのように地方創生担当部局として考へてお伺いいたします。

○奈良政府参考人 お答えいたします。

本部事務局にお伺いしますが、地方創生の立場から、人口減少の対策が必要であり、離島において安心して出産できる環境を整備することは、地方創生の肝であると考えております。

○松原委員 小笠原村におきましては、昨年夏からの少雨によりまして、水源となる父島母島のダム貯水率が減少しております。昨年十月十一日に渇水対策本部を設置しているというふうに承知いたしております。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

小笠原村におきましては、昨年夏からの少雨によりまして、水源となる父島母島のダム貯水率

のように考へてございます。

このため、地方創生の一環として、安心して産み、育て、暮らすことができる地域を維持、創造するために必要な環境づくりに取り組む地方公共団体に対し、国として、情報、人材、財政、三つの側面から総合的に支援してまいりたい、このように考へてございます。

○松原委員 離島において安心して出産できる環境を整備する観点からいえば、診療所、助産婦の経費を支援することが重要であると考えるが、国としての見解いかん。

○奈良政府参考人 地方創生におきましては、国で一律の政策を全国展開するということではなくて、地域の創意工夫を後押しするという観点から政策を推し進めてございます。そういうことから、特定の施策、個別の施策についてこの場で言及することは控えさせていただきたいと思いま

す。

○羽尾政府参考人 一部繰り返しどうぞ。が、現在、南北二つの航路ができております。その南北をそれぞれ結ぶ航路というのが存在しない。かつて一度臨時にやつてみて、なかなか経営が大変だった、こういうことがございます。

したがつて、これらについては、地元のニーズあるいは観光需要の喚起等々によって人的交流の活発化に資するような形で、まず、地元の方々あるいは事業者の方々の主体的な活動をして経営判断がされていき、そういう状況の中で、私どもも、路線ごとにおきまして、離島航路の補助などを、使えるところがあれば支援していく、こんなふうに考えております。

○松原委員 小笠原の渇水についてちょっと御所見をお伺いして、時間ですので質問をやめたいと思います。小笠原についてお伺いします。

○西銘委員長 厚生労働省橋本大臣官房審議官、時間ですので、簡潔にお願いします。

○西銘委員長 これより討論に入ります。

○西銘委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

て給水することに加えまして、二月十三日から海水淡水化装置を稼働して水道用水を確保しているという状況でございまして、三月三十日時点でのダム貯水率が二四・七%という状況でございま

す。母島におきましても、こちらの方では村民への給水は通常どおり行つてございますが、二月六日からは農業用のダムから取水して給水、それから三月九日からは海水淡水化装置により水道用水の確保を図っているという状況でございまして、三月三十日時点でのダムの貯水率が四一・三%でございます。

私は厚生労働省いたしましては、東京都の方と緊密に連携をいたしまして、引き続き情報の把握を努め、必要に応じて協力、支援を行つていく所存でございます。

私は厚生労働省いたしましては、東京都の方と緊密に連携をいたしまして、引き続き情報の把握を努め、必要に応じて協力、支援を行つていく所存でございます。

私は日本共産党を代表して、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案についてまいりたい、このように考えてございます。

○西銘委員長 あと、小笠原の渇水についてちょっと御所見をお伺いして、時間ですので質問をやめたいと思います。小笠原についてお伺いします。

て給水することに加えまして、二月十三日から海水淡水化装置を稼働して水道用水を確保しているという状況でございまして、三月三十日時点でのダム貯水率が二四・七%という状況でございま

す。

母島におきましても、こちらの方では村民への給水は通常どおり行つてございますが、二月六日からは農業用のダムから取水して給水、それから三月九日からは海水淡水化装置により水道用水の確保を図っているという状況でございまして、三月三十日時点でのダムの貯水率が四一・三%でございま

す。

私は厚生労働省いたしましては、東京都の方と緊密に連携をいたしまして、引き続き情報の把握を努め、必要に応じて協力、支援を行つてい

く所存でございます。

私は日本共産党を代表して、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案についてまいりたい、このように考えてございます。

</

以上の観点から、法案には賛成できないという
ことを申し上げて、討論いたします。

○西銘委員長 これにて討論は終局いたしました。

○西銘委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、海上運送法及び船員法の一部を改正
する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西銘委員長 起立多數。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西銘委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○西銘委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十五分散会

平成二十九年四月二十一日印刷

平成二十九年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

F